

高齢者の方は インフルエンザ予防接種を 一部公費負担で受けられます

(一部自己負担あり)

インフルエンザの予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。インフルエンザ予防接種は、重症化や合併症の発生を予防する効果が証明されています。

詳しくは、川崎市予防接種個別協力医療機関に設置してある「インフルエンザ予防接種を受ける方へ」をお読みいただき、接種を希望される方は川崎市予防接種個別協力医療機関でお受けください。なお、インフルエンザ予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありません。

◆対象となる方（次の3つの条件を満たしていること）

- ① 住 所 川崎市にお住まいの方
- ② 年 齢 I 接種日に65歳以上の方
II 接種日に60歳～65歳未満の方
・心臓、腎臓、呼吸器の機能障害（障害1級程度）のある方
・HIVによる免疫機能障害（障害1級程度）のある方
- ③ そ の 他 接種を受けようとするご本人が接種を希望していること
※ご本人の接種希望の意思確認が難しい場合は、家族等によって接種の意思を慎重に確認してください。最終的にご本人の接種意思の確認ができなかった場合は、予防接種法に基づく接種とはならないため、助成対象になりません。

接種の際は、住所及び年齢を確認できるもの（健康保険証等）をお持ちください。

◆実施期間と回数

令和元年10月1日～12月31日の間に1回

◆接種を受けられる場所

川崎市予防接種個別協力医療機関
市が指定した市内約600か所の医療機関です。

※保健福祉センターでは受けられません。
※お近くの医療機関又は川崎市予防接種コールセンターにお問合せください。

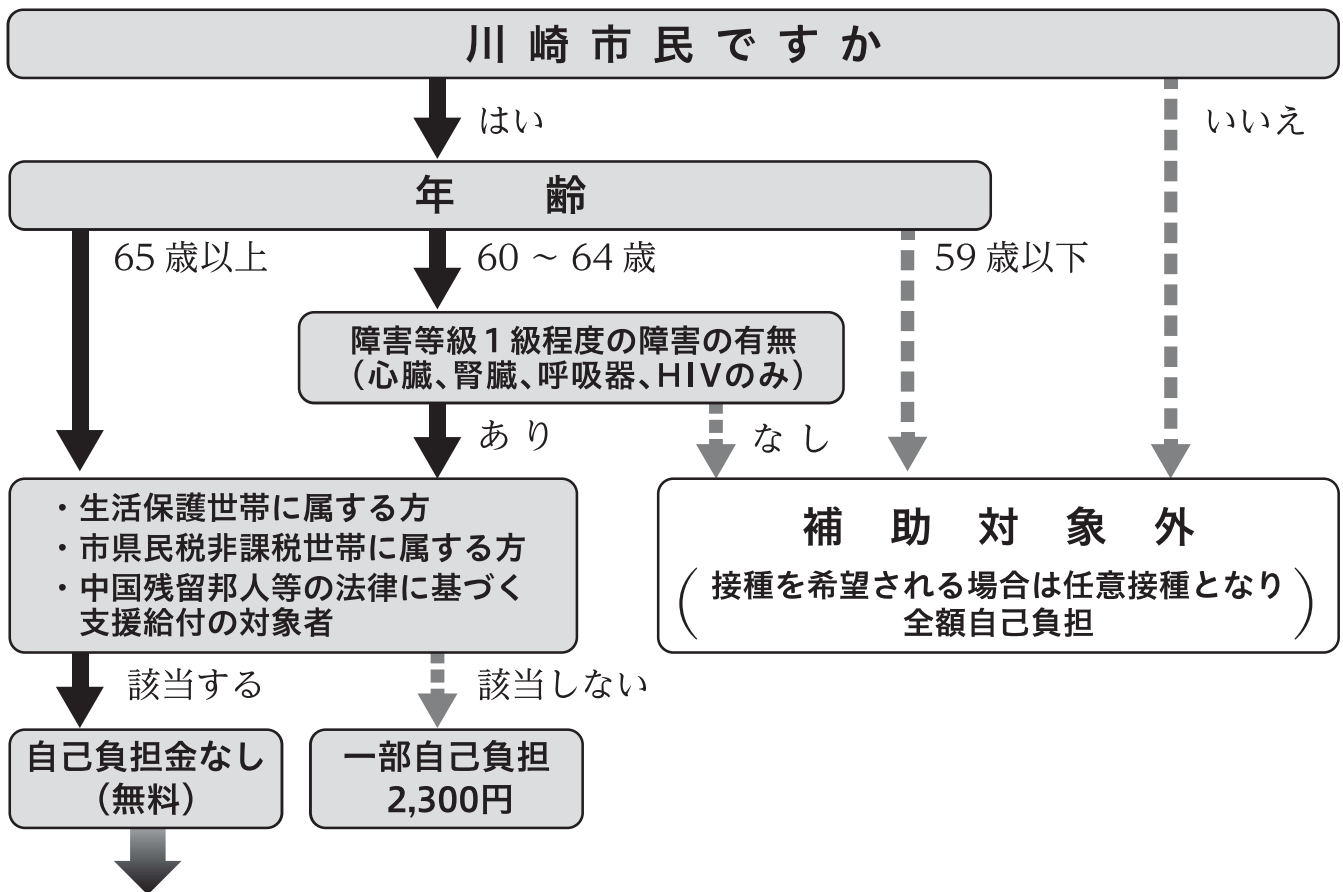


◆自己負担金（接種を受けた医療機関にお支払いください。）

2,300円

※全額公費負担（無料）となる場合があります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆対象者と自己負担金について



○次の方は無料になります

- ①生活保護世帯に属する方
- ②市・県民税非課税世帯（世帯全員が市・県民税非課税）に属する方
- ③中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方

無料となる場合は**証明する書類が必要になります**ので、次のもの（どれかひとつ）を医療機関に提示してください。

なお、提示しなかった場合の払い戻しはいたしませんので、接種時に必ずお持ちください。

【証明書類】

- 最新の生活保護決定通知書 又は 被保護証明書
 - 最新の介護保険料納入通知書（保険料段階が第1～第4段階のもの）
 - 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（有効期限内のもの）
 - 中国残留邦人等に対する支援給付
本人確認証 又は 支援給付受給証明書（受給期間内に接種日が含まれるもの）
- ※非課税証明書は、市・県民税非課税世帯に属することを証明する書類ではないため、使用できません。
- ※これらの証明書類をお持ちでない場合、下記問合せ先まで御連絡ください。

◆問合せ先

川崎市予防接種コールセンター TEL 044-200-8181

(高齢者の肺炎球菌・高齢者のインフルエンザ専用番号) FAX 044-200-3928

川崎市健康福祉局保健所 予防接種担当
川崎市川崎区宮本町1番地

